

# 全国高等学校総合体育大会

## 体操競技役員編成基準

### 1 種目別大会役員

全国高等学校体育連盟が別に定める基準表による。ただし、

- (1) 本専門部の顧問は、「顧問」とし、参与は「参与」とする。
- (2) 本専門部の委員長は、「大会副委員長」とする。
- (3) 本専門部の副委員長、常任委員、技術部役員及び委員は、それぞれ「委員」とする。

### 2 競技役員

開催地実行委員会が競技会運営のために必要な役割を定め、適当な人数を配置する。

競技役員は、次に示すものを除き開催地都道府県の役員とし、運営管理上競技に精通した該当競技種目の公認審判員であることが望ましい。

- (1) 本専門部部長は、「役員長」とする。
- (2) 本専門部副部長、開催地都道府県専門部部長（部長・委員長制のある場合）は、それぞれ「副役員長」とする。
- (3) 本専門部委員長は、「総務部長」とする。
- (4) 本専門部副委員長、開催地都道府県専門部委員長（部長・委員長制のある場合）は、それぞれ「副総務部長」とする。
- (5) 当該年度開催ブロック常任委員、翌年度開催都道府県専門部委員長、前年度開催都道府県専門部委員長、本専門部幹事は、それぞれ「総務部員」とする。

### 3 裁定審判部

裁定審判部は、本専門部委員長1名、同副委員長若干名、開催地都道府県専門部委員長のほか、各競技種別ごとに、審判長1名、競技部長1名、及び競技種目又はグループのD1審判員により構成する。

### 4 審判役員

審判役員は、本大会に参加する選手の所属校勤務者でないもので、別表-1の人数を次の条件により充足させることとする。ただし、種別が異なる場合はこの限りでない。（平成11年度より実施）

- (1) 審判長  
本専門部が依頼し、（公財）日本体操協会がその責任において適任者を人選する。

- (2) 審判員  
審判員は、（公財）日本体操協会公認審判員で、それぞれ次の条件に該当するものでなければならない。また、高等学校勤務者であることが望ましい。

#### ア D1審判員

- (ア) D1審判員は、第1種公認審判員であることとし、全国的視野を持った指導者で競技会審判管理に秀でたものであることとする。

各競技種別の必要人数の半数について、本専門部が（公財）日本体操協会に派遣を依頼する。

- (イ) 本専門部の技術部役員を充てる。なお、充足しない場合は該当ブロック内の常任委員及び当該種別技術部役員により推薦されたものとする。  
また、各種別ごとに各D1審判員は同一都道府県でないものとする。

#### イ D2・E審判員

本専門部の技術部員が主任審判員数を越えた場合、技術部役員を優先して充てる。

審判員は、第1種公認審判員で、当該種別に精通し、高校選手の採点実務に経験豊富なものであることとする。

在勤又は在住の範囲は、開催都道府県を含むブロック内とする。やむを得ず広げる場合には別表-2によることとするが、その範囲を都道府県単位で縮小することができる。

各種目および各グループごとの4名の内、少なくとも1名は第1種のものであること。また、同一都道府県の審判員は2名を越えないこととする。

#### ウ 線審・計時

開催都道府県の審判員を充てることとする。審判資格はいずれでもよい。

エ 補欠審判員

開催都道府県の審判員を充てることとし、資格は、イ D2・E審判員と同様とする。

5 補助役員

原則として開催都道府県の高校生を充てることとする。

役員編成基準施行規則（体操競技）

- 1 この基準の施行にあたっては、本専門部と開催地実行委員会との緊密な連絡と調整がなされなければならない。
- 2 役員編成会議は、原則として次により開催する。
  - (1) 招 集 者 開催都道府県（市町村）実行委員会
  - (2) 期 日 当該年度の5月又は6月の適日
  - (3) 会 場 開催都道府県内
  - (4) 構 成 員
    - ア 本 専 門 部 →部長1名、副部長若干名、委員長1名、副委員長若干名、開催都道府県を含むブロックの常任委員1名及び同技術部員役員4名
    - イ 開催都道府県専門部→部長1名、委員長1名、大会の各種別競技部長候補者4名
    - ウ 開催地実行委員会→代表若干名、業務遂行上必要なもの若干名
- 3 開催地実行委員会が、この基準を変更して適用しようとする場合には、大会開催期日1年以上前に本専門部に文書をもって申請し、承認を得なければならない。
- 4 この基準及び規則の改廃は、本専門部総会の議決による。

別表－1 審判員構成定数表(平成21年度より実施)

		体 操 技		合 計
		男 子	女 子	
審 判 長		1	1	2
審 判 役 員	D 1 審 判 員	6	4	1 0
	D 2 ・ E 審 判 員	3 0	2 0	5 0
	線審・計時など	5	6	1 1
	補 欠 審 判 員	3	2	5
合 計		4 5	3 3	7 8

別表－2 審判員派遣の地域範囲

開催地	範 囲（開催地を含む）
北海道	東 北 ・ 関 東 ・ 北信越
東 北	北海道 ・ 関 東 ・ 北信越
関 東	東 北 ・ 北信越 ・ 東 海
北信越	関 東 ・ 東 海 ・ 近 畿
東 海	関 東 ・ 北信越 ・ 近 畿
近 畿	東 海 ・ 北信越 ・ 中 国
中 国	近 畿 ・ 四 国 ・ 九 州
四 国	近 畿 ・ 中 国 ・ 九 州
九 州	近 畿 ・ 中 国 ・ 四 国

昭和53年2月13日制 定・昭和60年2月 9日一部改定・平成 2年2月 5日 一部改定  
 平成 2年7月31日一部改定・平成 3年8月 4日一部改定・平成 4年2月10日 一部改定  
 平成 5年2月15日一部改定・平成 6年2月14日一部改定・平成12年2月12日 一部改定  
 平成21年2月22日一部改定・平成30年2月12日一部改訂

## 新体操役員編成基準

### 1 種目別大会役員

全国高等学校体育連盟が別に定める基準表による。ただし、

- (1) 本専門部の顧問は、「顧問」とし、参与は「参与」とする。
- (2) 本専門部の委員長は、「大会副委員長」とする。
- (3) 本専門部の副委員長、常任委員、技術部役員及び委員は、それぞれ「委員」とする。

### 2 競技役員

開催地実行委員会が競技会運営のために必要な役割を定め、適当な人数を配置する。

競技役員は、次に示すものを除き開催地都道府県の役員とし、運営管理上競技に精通した該当競技種目の公認審判員であることが望ましい。

- (1) 本専門部部長は、「役員長」とする。
- (2) 本専門部副部長、開催地都道府県専門部部長（部長・委員長制のある場合）は、それぞれ「副役員長」とする。
- (3) 本専門部委員長は、「総務部長」とする。
- (4) 本専門部副委員長、開催地都道府県専門部委員長（部長・委員長制のある場合）は、それぞれ「副総務部長」とする。
- (5) 当該年度開催ブロック常任委員、翌年度開催都道府県専門部委員長、前年度開催都道府県専門部委員長、本専門部幹事は、それぞれ「総務部員」とする。

### 3 裁定審判部

裁定審判部は、本専門部委員長1名、同副委員長若干名、開催地都道府県専門部委員長のほか、各競技種別ごとに、審判長1名、競技部長1名、及び競技種目又はグループの男子主任審判・女子上級審判により構成する。

### 4 審判役員

審判役員は、本大会に参加する選手の所属校勤務者でないもので、別表-1の人数を次の条件により充足させることとする。ただし、種別が異なる場合はこの限りでない。

- (1) 審判長  
本専門部が依頼し、（公財）日本体操協会がその責任において適任者を人選する。
- (2) 審判員  
審判員は、（公財）日本体操協会公認審判員で、それぞれ次の条件に該当するものでなければならない。また、高等学校勤務者であることが望ましい。

#### ア 主任審判員

(ア) 主任審判員は、第1種公認審判員であるものとし、全国的視野を持った指導者で競技会審判管理に秀でたものであることとする。

各競技種別の必要人数の半数について、本専門部が（財）日本体操協会に派遣を依頼する。

(イ) 本専門部の技術部役員を充てる。なお、充足しない場合は該当ブロック内の常任委員及び当該種別技術部役員により、主任審判員の有能者として推薦されたものとする。

また、各種別ごとに各主任審判員は同一都道府県でないものとする。

#### イ 審判（採点）員

本専門部の技術部員が主任審判員数を越えた場合、技術部役員を優先して充てる。

審判員は、第1種公認審判員で、当該種別に精通し、高校選手の採点実務に経験豊富なものであることとする。

在勤又は在住の範囲は、開催都道府県を含むブロック内とする。やむを得ず広げる場合には別表-2によることとするが、その範囲を都道府県単位で縮小することができる。

各グループごとの審判員は原則として第1種のものとする。また、団体・個人種目、各グループ審判員のうち、同一都道府県の審判員は2名を越えないこととする。

#### ウ 線審・計時

開催都道府県の審判員を充てることとする。審判資格はいずれでもよい。

#### エ 補欠審判員

開催都道府県の審判員を充てることとし、資格は、イ 審判（採点）員と同様とする。

### 5 補助役員

原則として開催都道府県の高校生を充てることとする。

## 役員編成基準施行規則（新体操）

- 1 この基準の施行にあたっては、本専門部と開催地実行委員会との緊密な連絡と調整がなされなければならない。
- 2 役員編成会議は、原則として次により開催する。
  - (1) 招 集 者 開催都道府県（市町村）実行委員会
  - (2) 期 日 当該年度の5月又は6月の適日
  - (3) 会 場 開催都道府県内
  - (4) 構 成 員
    - ア 本 専 門 部 →部長1名、副部長若干名、委員長1名、副委員長若干名、開催都道府県を含むブロックの常任委員1名及び同技術部員役員4名
    - イ 開催都道府県専門部→部長1名、委員長1名、大会の各種別競技部長候補者4名
    - ウ 開催地実行委員会→代表若干名、業務遂行上必要なもの若干名
- 3 開催地実行委員会が、この基準を変更して適用しようとする場合には、大会開催期日1年以上前に本専門部に文書をもって申請し、承認を得なければならない。
- 4 この基準及び規則の改廃は、本専門部総会の議決による。

別表－1 審判員構成定数表(平成29年度より実施)

		新体操			合 計 (最大)
		男 子	女 子 (個)	女 子 (団)	
審判長・副審判長		1	2	2	3
審 判	主任審判員	2	0	0	2
	審判(採点)員	8	16	10	24
	C J		1	1	1
役 員	線審・計時など	4	4	4	8
	補欠審判員	1	1	1	3
合 計		16	24	18	40

別表－2 審判員派遣の地域範囲

開催地	範囲(開催地を含む)
北海道	東 北・関 東・北信越
東 北	北海道・関 東・北信越
関 東	東 北・北信越・東 海
北信越	関 東・東 海・近 畿
東 海	関 東・北信越・近 畿
近 畿	東 海・北信越・中 国
中 国	近 畿・四 国・九 州
四 国	近 畿・中 国・九 州
九 州	近 畿・中 国・四 国

昭和53年2月13日制 定・昭和60年2月 9日一部改定・平成 2年2月 5日一部改定  
 平成 2年7月31日一部改定・平成 3年8月 4日一部改定・平成 5年2月15日一部改定  
 平成 6年2月14日一部改定・平成12年2月12日一部改定・平成17年2月12日一部改定  
 平成17年2月20日一部改定・平成21年2月22日一部改定・平成25年2月18日一部改訂  
 平成29年2月12日一部改訂・平成30年2月12日一部改訂・令和3 年5月12日一部改定